

# かすかべフードセレクションPRツール作成業務委託仕様書

## 1 委託業務名

かすかべフードセレクションPRツール作成業務委託

## 2 適用

この仕様書は、春日部市（以下「発注者」という。）が発注するかすかべフードセレクションPRツール作成業務委託契約に適用し、受託者（以下「受注者」という。）が行う業務（以下「委託業務」という。）の内容及び実施方法等について定めるものである。

## 3 目的

「かすかべフードセレクション」とは、本市の優れた食品を認定し、市内外に広くPRし、事業者の応援と本市の食のイメージアップを図る事業である。この事業の推進にあたり、認定商品を春日部らしい食品として消費者に認知してもらう必要がある。そのため、それぞれの認定品の作り手の想いを丁寧に伝える構成とし、商品にプレミアム感を演出し、購買意欲をかき立てるPRツール（PR電子ブック・ミニカタログ・PRポスター）を作成する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

## 5 PRツールの作成に関する基本的な考え方

### 【ツール全体の共通事項】

- ・認定商品の魅力や特徴をわかりやすく表現し、「行ってみたい」「食べてみたい」と読み手に思わせる工夫を凝らすこと。
- ・表紙は「かすかべフードセレクション」のブランドイメージ、PRツールの目的を明確に示すものとする。
- ・認定商品の作り手の想いや商品が持つ小さなストーリーを伝えるように工夫すること。
- ・カラーユニバーサルデザインなどの色覚に配慮すること。
- ・読み手を惹きつける写真やコピーを用いること。
- ・市公式ホームページとの連携を図ること。

- ・認定品ラインナップの認知度向上・販路拡大を図ること。

#### 【PR電子ブックに関する事項】

- ・認定商品に関係する本市の特産品や歴史等に触れ、本市の魅力まで伝えるように工夫すること。
- ・ふるさと納税の二次元コードを掲載すること。
- ・認定商品を購入できる場所がわかる地図を掲載すること。
- ・各認定商品の製造工程や商品の紹介等の音声付き動画を掲載すること。
- ・掲載する商品の写真に、パッケージも掲載すること。

#### 【ミニカタログに関する事項】

- ・PR電子ブックとイメージが合致していること。
- ・PR電子ブックや市公式ホームページとの連携を図ること。
- ・認定商品を販売する事業者のホームページの二次元コードを掲載すること。

#### 【PRポスター】

- ・事業全体のシンボルとなるような特徴的なデザインとする。
- ・PR電子ブックとイメージが合致していること。
- ・市公式ホームページとの連携を図ること。
- ・市公式ホームページの二次元コードを掲載すること。

## 6 業務内容

### (1) 進行管理業務

- ・工程表

工程表を発注者に提示し、統括監督者（もしくは編集総括者）は、適正に進捗管理を行い、進捗状況を発注者に報告すること。

- ・編集会議

発注者を交えた編集会議を行うこと。編集会議は業務着手時1回、中間2回、成果品納入時1回とする。編集会議とは別に、受注者は、業務における初期段階で企画案及び構成案、レイアウトのラフデザインの提出を重ね、発注者の了解を得ること。提出後も必要に応じて修正を行い、再度作成・提出を求められた場合、対応すること。

### (2) 企画業務

#### ① 情報収集

- ・ロケハン等を行い、企画立案に必要となる資料や情報を収集すること。

## ②企画編集

- ・レイアウト及びデザインの企画、制作をすること。
- ・サブタイトルやキャッチコピーの提案を行うこと。
- ・商品及び事業者を紹介する原稿を作成すること。
- ・フォント、イラストの作成を含むこと。

## ③取材撮影

- ・取材先との連絡調整は受注者が直接行う。
- ・取材先への訪問は、受注者が行う。
- ・食品に関して経験を有するカメラマン、フードスタイリストを配置すること。
- ・商品撮影や人物撮影に際しては、受注者が用意するスタジオ撮影を基本とするが、必要に応じ一部をロケーション撮影にて行うことも可とする。
- ・商品撮影においては、什器などを用意して演出すること。
- ・ロケーション撮影に際しては、取材先の営業時間等を考慮して実施すること。
- ・市が広報媒体にて使用することに関して、被写体へ事前に承諾を得た上で撮影すること。

## ④コピーライティング

- ・食関連の筆耕の経験を有するライターを配置すること。
- ・既存認定品のコピーライティングは、第4期PRブックの内容を使用することも可とするが、経年によって変更が生じているか認定事業者を確認し、必要があれば修正すること。
- ・認定事業者が修正を希望する場合は、発注者と調整し修正すること。

## (3) 電子ブック作成業務

- ・規格はA4とし、30ページ相当（表紙・裏表紙含む）で色はカラーとする。その他、見やすい規格があればこの限りではない。また、印刷して冊子としても活用できる様式であることとする。
- ・データ形式は発注者と協議すること。
- ・電子ブック内には検索機能（キーワード検索等）を付帯する。また、目次や地図から電子ブック内の事業者ページへリンクさせること。

## (4) ミニカタログ・PRポスター電子データ作成業務

### ・校正校閲

文字校正3回、色校正2回を見込む。

文字校正には、校正の技能を有する者を配置すること。

- ・以下の仕様で印刷製本することを前提に作成を行うこと

#### 【ミニカタログ】

版型 70mm×150mm

印刷 オフセット4色刷り ※使用インキの全てに植物油インキを使用すること

加工 6山 蛇腹

用紙 上質紙 四六判換算 90 kg程度（提案による）

#### 【PR ポスター】

版型 A2

印刷 オフセット4色刷り、マットUVニス加工

※使用インキの全てに植物油インキを使用すること

用紙 上質紙 四六判換算 135kg程度（提案による）

## 7 成果品

成果品は、発注者が指定する場所へ納品するものとする。また、成果品の帰属については、受注者が撮影した写真及び製作した原稿等の帰属先（所有権及び使用权）は発注者とし、発注者は受注者に断りなく使用できるものとする。（取材時の写真及び原稿等も含む）

### デジタルデータ

指定のデータ形式で電子ブック、ミニカタログ、ポスターのデータ及び掲載されている写真データをDVD等の媒体に格納して納品する。なお、受注者が納品したデータの権利は、発注者が有する。

※発注者が納品日より前に、事業の告知活動を目的としてデジタルデータの一部提出を求めた場合、対応すること。

### PDFデータについて

春日部市公式ホームページに掲載可能なもので、ページ内に配置された画像が十分な解像度を持てるもの。

### 写真データについて

パネルによる展示等において画像を使用する際にデータが粗くならず、画像解像度が十分であること。

## 8 成果品等の帰属

受注者は、成果品の引き渡しをもって、本業務の実施のために創作した著作物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を発注者へ無償で譲渡するものとする。

また、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。

## 9 その他

- (1) 受注者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。なお、連絡調整した事項は打合せ記録としてまとめ、速やかに発注者に提出して確認を受けるものとする。
- (3) 成果品納入後、不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する書類等については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (5) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕事書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。